

爆破用雷管の使用区分について（通達）

昭和 38 年 9 月 17 日
陸幕発武第 468 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 21 年 10 月 16 日陸幕武化第 482 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 95）

爆破用雷管の使用区分について（通達）

標記について、下記区分により実施し、爆破訓練時における爆破薬の不発又は不完爆の発生防止に努められたい。

なお、この通達の施行に伴い 34. 4. 27 陸幕発武第 312 号「爆破用雷管の使用区分に関する通達」は適用されないこととなるので申し添える。

記

	爆破薬	使用する爆破用雷管
(1)	1/2 ポンド TNT 爆破薬 1 ポンドカーリット 円形カーリット 導爆線	6 号工業電気雷管（国産・供与） 8 号工業電気雷管（供与） 6 号非電気雷管（国産・供与） 8 号非電気雷管（供与）
(2)	M 1 A 1 型連鎖爆破薬 M 3 及び M 5 A 1 型爆破薬（混合爆薬 C） 装着爆破薬（可塑性） M 2 型 2 1/2 ポンド爆破薬（テトリール） 1/2 ポンド TNT 方形爆破薬 1 ポンド TNT 方形爆破薬 40 ポンド指向性爆破薬	8 号工業電気雷管（国産） 8 号非電気雷管（国産） 特殊電気雷管（国産・供与） 特殊雷管（国産・供与） 8 秒延期雷管（国産・供与） 15 秒延期雷管（国産・供与）

	15 ポンド指向性爆破薬 40 ポンド道路爆破薬 ※ 破壊筒	導爆線（国産・供与）
--	--------------------------------------	------------

※ 40 ポンド道路爆破薬には導火線起爆は行なわない。

備考 1 上記(1)欄記載の爆破薬に(2)欄記載の雷管を使用することはさしつかえない。

2 国産の 8 号雷管は性能上特殊雷管とほぼ同等である。